

島根原子力発電所1号機における B-原子炉格納容器線量当量率計の動作不良について

島根原子力発電所1号機(沸騰水型, 定格電気出力46万キロワット)は第27回定期検査を実施しています。

平成20年4月17日, 原子炉を起動し, 原子炉圧力の上昇操作中のところ, A-原子炉格納容器線量当量率計※1検出系の不具合により「格納容器放射線高」の警報が発生したため, 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限※2を満足していない状態であると判断し, 同日, 当該検出系一式を予備品に取替え, 18日4時5分に運転上の制限を満足する状態に復帰しました。

(平成20年4月18日お知らせ済み)

引き続き, 起動試験を行っていたところ, 本日16時12分, B-原子炉格納容器線量当量率計の「格納容器放射線高」の警報が発生したことから関連するパラメータを確認したところ, 当該線量当量率計の動作不良と判断し, 16時34分, 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限を満足していない状態と判断しました。このため, 当該線量当量率計を取替えることとしました。

今後, 当該線量当量率計の動作不良の原因について調査します。

なお, この事象による外部への放射能による影響はありません。

以上

※1: 原子炉格納容器線量当量率計

事故時に原子炉格納容器内の放射線量を監視するための測定装置で, A系統とB系統の2系統備えている。

※2: 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

原子炉施設保安規定では, 「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている。

原子炉格納容器線量当量率計は, A, B系統の2系統がともに正常に動作することを運転上の制限として規定しており, 運転上の制限を満足していない状態と判断した場合は, 30日以内に正常に動作する状態に復旧しなければならない。

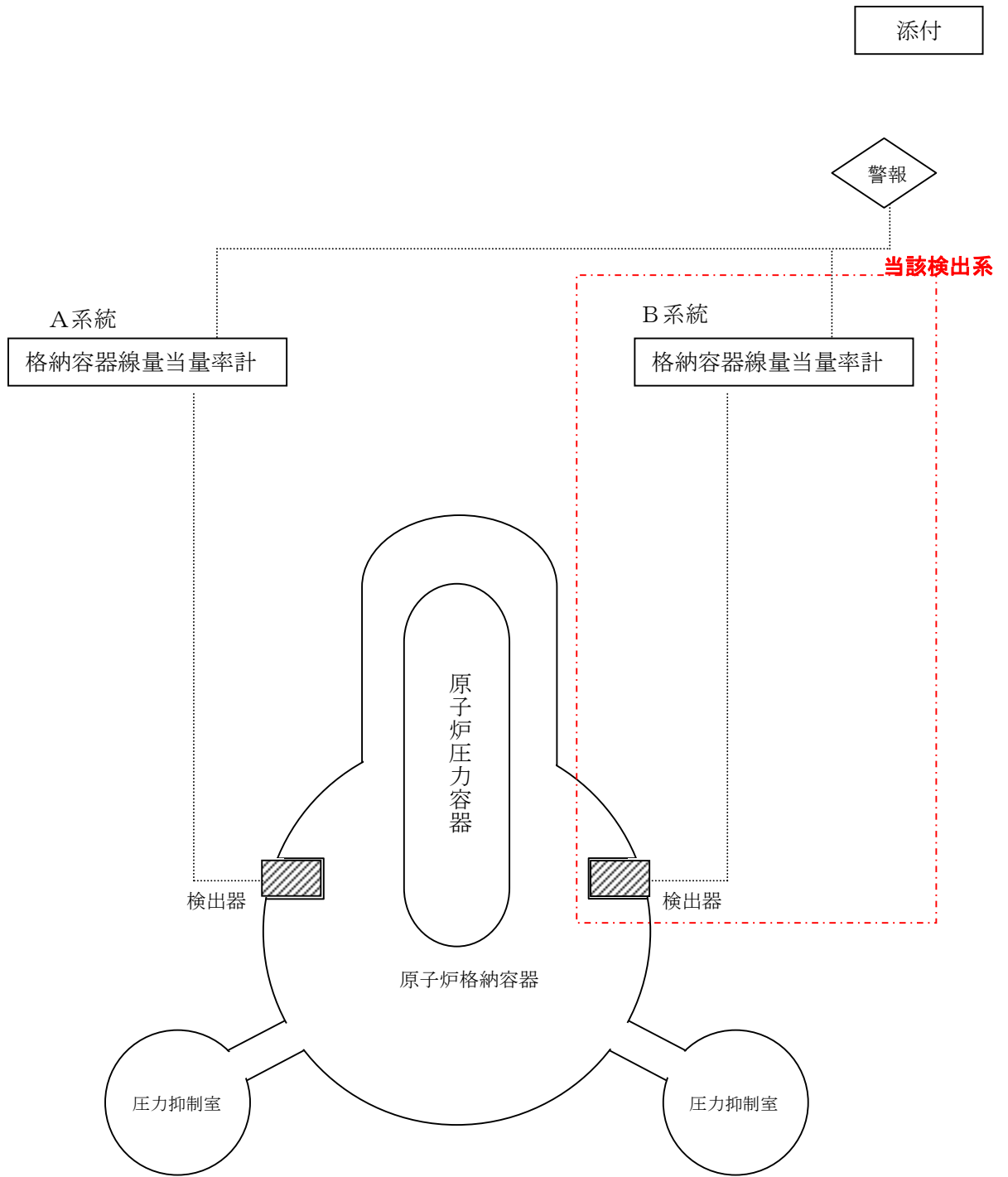
【添付】



原子炉格納容器線量当量率の測定装置系統の概略図[PDF:109KB]

関連リンク

原子力発電(環境@エネルギー)



原子炉格納容器線量当量率の測定装置系統の概略図